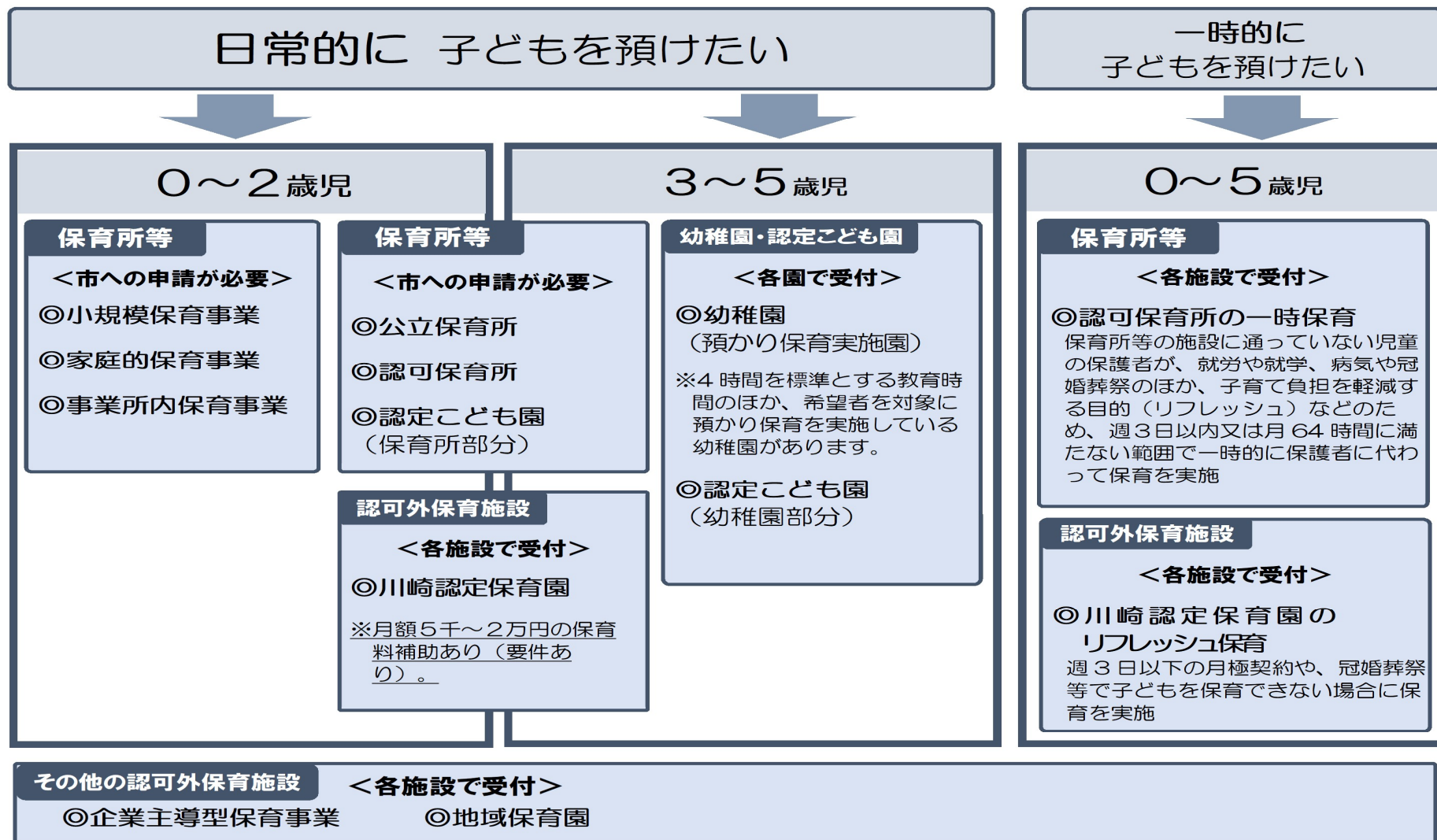


4 川崎市保育の認定と利用者負担額徴収に係る事務について

保育・幼児教育部保育対策課

0 4 4 - 2 0 0 - 3 7 2 7

1 多様な保育事業 (利用案内4ページ)



2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内5ページ)

教育・保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、令和6年4月入所申請については審査等に時間を要するため、令和5年12月以降に交付予定です。)。

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分		年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育認定	3～5歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育認定	0～2歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内8ページ)

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労(※)	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後 各2か月程度(※多胎妊娠 の場合は14週間から)	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの 介護・看護	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了する と見込まれる期間	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等 へ通学していること	職業訓練校や大学等へ 通学する期間	保育標準時間又は 保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	原則保育標準時間 (保育短時間も可)
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場 合など、その他児童福祉の観点から保育の実施 が必要であり、上記1～8に類すると、市長が 認める場合	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間又は 保育短時間

3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

① 事前相談・保育所等の見学等

- ・ 区役所が利用者からの事前相談を受付
- ・ 利用者には申請前に可能な範囲でお子さんを連れての保育所等の見学をお願いしています。



② 申請

- ・ 期日までに利用者がお住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションに申し込み
- ・ 各月随時で申請は利用開始月の前月10日頃が申込期限
- ・ 転園希望については、異動届の他、必要書類を添えて申請が必要



③ 希望変更受付期間



④ 申請書の受理・内容の確認等



3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行



⑥ 利用調整



⑦ - 1 利用調整結果通知書（内定）



⑧ 入園前健康診断

・ 嘱託医決定後、1月中旬以降に各施設に通知



⑦ - 2 利用調整結果通知書（保留）

・ 各区役所・地区健康福祉ステーションにおいて
アフターフォローを実施

3 申請から利用までの流れ (利用案内6・7ページ)

⑨ 保育所等との面談

- ・入園される保護者の方と面談
- ・重要事項等の保育所等のルールを確認
- ・お子さんの状況に合わせた保育の内容やアレルギー対応等の相談



⑩ 利用者負担額等決定通知書

※5月1日以降の各月の申請スケジュール

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和6年5月	令和6年4月10日(水)	4月中旬以降
令和6年6月	令和6年5月10日(金)	5月中旬以降
令和6年7月	令和6年6月10日(月)	6月中旬以降
令和6年8月	令和6年7月10日(水)	7月中旬以降
令和6年9月	令和6年8月9日(金)	8月中旬以降
令和6年10月	令和6年9月10日(火)	9月中旬以降

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和6年11月	令和6年10月10日(木)	10月中旬以降
令和6年12月	令和6年11月8日(金)	11月中旬以降
令和7年1月	令和6年12月10日(火)	12月中旬以降
令和7年2月	令和7年1月10日(金)	令和7年1月中旬以降
令和7年3月	令和7年2月10日(月)	令和7年2月中旬以降

4 利用調整 (利用案内13ページ～)

- ・入所にあたっては、利用調整を実施
- ・以下①～⑤の優先順位のとおりに、ランク・指数・項目点により点数化し、施設ごとに順位付け

① 世帯のランクによる判定

ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（17ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

例) 次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯 世帯ランクB

b世帯 世帯ランクC

父ランク：B
母ランク：B

>

父ランク：A
母ランク：C

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」（18ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（19ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

4 利用調整 (利用案内13ページ)

④ 教育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(19ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(19ページ)。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定(P保育園)
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望(Q保育園)で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定(P保育園)
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者a	A-6-1	該当	600万円
申請者b	A-6-1	該当	650万円
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円



優先順位 高

5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内22ページ)

①異動のあった事実の確認・聞き取り



② 異動届（及び必要書類）を保護者へ配布

※必要書類に関しては、別添資料「在園中保護者に異動があった場合の処理及び提出書類について」を御確認ください。



③異動届（及び必要書類）を保護者が記載・用意し、施設長宛てに提出



④施設から福祉事務所（区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当）宛てに送付



5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内22ページ)

⑤福祉事務所（区役所・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当）より「施設別児童一覧」を施設へ送付

- ・ 3月と8月には在籍児童全員分の一覧を全施設へ送付（当月中旬）
- ・ それ以外の月については対象児童についてのみ記載された一覧を該当施設へ送付（当月末）

(令和6年度)

施設別児童一覧

2024/4/●●
ページ: 1

施設名称:000000:〇〇〇〇保育園

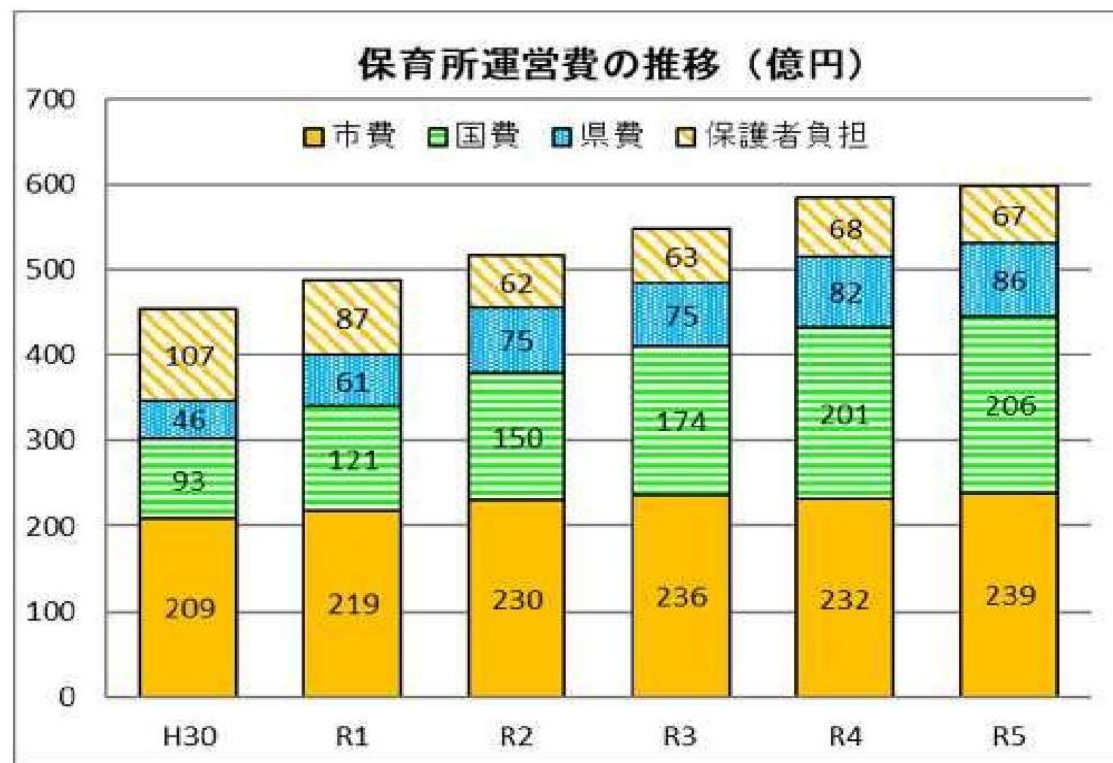
No	児童カナ氏名 児童氏名 児童生年月日	児童区分 適用期間 入所日	保護者カナ氏名 保護者氏名 退所日	郵便番号 児童住所	認定証番号 認定有効期間 認定区分	保育必要量 負担区分(市) 負担区分(国)	きょうだい区分 利用者負担額 副食費負担区分
1	カワサキ タロウ 川崎 太郎 0000000	通常児童 20240401～20260331 20240401	カワサキ イチロウ 川崎 一郎 0000000	210001 川崎区宮本町1	0000000000000 20240401～20260331 2号認定	標準時間 C5 4	1 0 副食費免除
2	コスギ ムサシ 小杉 武蔵 0000000	通常児童 20240401～20260331 20240401	コスギ タロウ 小杉 太郎 0000000	2110063 中原区小杉町3-245	0000000000000 20240401～20260331 2号認定	標準時間 C25 8	1 0
3	タカツ シンサク 高津 新作 0000000	通常児童 20240401～20260331 20240401	タカツ ハナコ 高津 花子 0000000	2130014 高津区新作1-9-1	0000000000000 20240401～20260331 2号認定	標準時間 C3K 31	1 0 副食費免除
4	ホイク ハナコ 保育 花子 0000000	通常児童 20240401～20260331 20240401	ホイク イチロウ 保育 一郎 0000000	2100005 川崎区東田町5-4	0000000000000 20240401～20260331 3号認定	標準時間 C25 8	2 41400

利用者負担額（保育料） について

1 保育所の運営費について（利用案内2ページ）

はじめに、保育所の運営費については、国、県、市そして保護者の4者で負担しています。

運営に係る貴重な財源となることを御理解いただき、保育料徴収等に係る事務処理をお願いします。



2 保育料の決定について（利用案内43ページ）

川崎市では、父母の市民税所得割額*やお子様の保育必要量、きょうだいの状況等により、保育料金額表に基づいて決定しています。保育料は当年度の市民税所得割額に基づき、毎年9月に見直しを行います。

なお、新たに4月から入所される方には3月末頃、変更があった場合にはその都度送付します。

※ 父母の収入が生活保護水準以下の場合には、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含む場合があります。

(単位：円)														
階層 区分	定 義	公立保育所・認可保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)				小規模保育(B型) 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育 小規模保育(C型)				(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		3歳未満
		3歳未満児保育料												
		基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	
A	被保護者及び中途退社者等の円滑な帰郷の促進及び居住困難後の自立の支援に関する法律による支給給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童である保護者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400			
C 2	市民税所得割相当額(※) 5,000 円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	19,500		
C 3	5,000 円以上 48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900			
C 4	48,600 円以上 50,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450			
C 5	50,400 円以上 60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750			
C 6	60,000 円以上 70,800 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	30,000		
C 7	70,800 円以上 84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800			
C 8	84,600 円以上 97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050			
C 9	97,000 円以上 108,600 円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200			
C 10	108,600 円以上 123,000 円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450			
C 11	123,000 円以上 138,600 円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	44,500		
C 12	138,600 円以上 154,200 円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900			
C 13	154,200 円以上 169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200			
C 14	169,000 円以上 183,900 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450			
C 15	183,900 円以上 204,600 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000			
C 16	204,600 円以上 234,600 円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	61,000		
C 17	234,600 円以上 258,600 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250			
C 18	258,600 円以上 276,600 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900			
C 19	276,600 円以上 301,000 円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350			
C 20	301,000 円以上 321,700 円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950			
C 21	321,700 円以上 341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	80,000		
C 22	341,200 円以上 366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350			
C 23	366,700 円以上 397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650			
C 24	397,000 円以上 475,300 円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000		
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450			

- 注1 市民税所得割相当額(※)
川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、興業教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。
- 注2 3歳以上の保育料は無料です。
- 注3 この表の市民税の額は、令和6年4月～8月分保育料については、世帯の令和5年度市民税額の年額、令和6年9月～令和7年8月分保育料については、世帯の令和6年度市民税額の年額となります。
- 注4 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚園部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です(41ページのひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)。
- 注5 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚園部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第3子以降をいいます。
- 注6 児童の年齢が年度途中で満3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。
- 注7 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

3 保育料の納付について（利用案内41ページ）

川崎認定保育園から認可化する施設については、これまで各施設が定める方法で各施設に納入していましたが、認可保育所の保育料については川崎市に納入するため、4月分以降の保育料について、園で引き落としなど、徴収されないよう御留意ください。

なお、認定こども園や地域型保育事業の保育料については、各施設が定める方法で各施設に納入となります。

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設・事業	保育料の納入方法	納入先
公立保育所、認可保育所	口座振替又は納入通知書払い	川崎市(※)
認定こども園	施設が定める方法	施設
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)		

※お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

4 各施設で徴収する費用について（利用案内24ページ）

保護者が負担する費用については、延長保育料や主食・副食費など、各施設で徴収する費用もあるため御注意ください。

特に、副食費については、年収360万円未満相当(※1)の世帯や第3子以降(※2)は免除となりますので、施設別児童一覧の該当項目を御確認ください。

※1 世帯の市民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,100円以下)

※2 「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合

5 保育料の納付に関する書類（資料4－5）

資料4－5の保育料の納付に関する書類については、各施設から保護者の皆様に配布していただくものとなるので、御確認をお願いします。

(1) 配布資料について

- ①「保育料についてのお知らせ」…1ページ
- ②「保育料の口座振替について」…2・3ページ
- ③「口座振替納付依頼書」…4ページ
- ④「Web口座振替のお願い」…5ページ
- ⑤「コンビニエンスストアの納付について」…6ページ

※配布資料については、保育対策課より各施設に別途郵送します。

(2) 口座振替による納付について

川崎市では、保育料は原則、口座振替による納付をお願いしています。手続きには「Web口座振替サービス」と「口座振替納付依頼書」の2種類がありますが、5ページに記載のWeb口座振替サービスをお勧めしています。

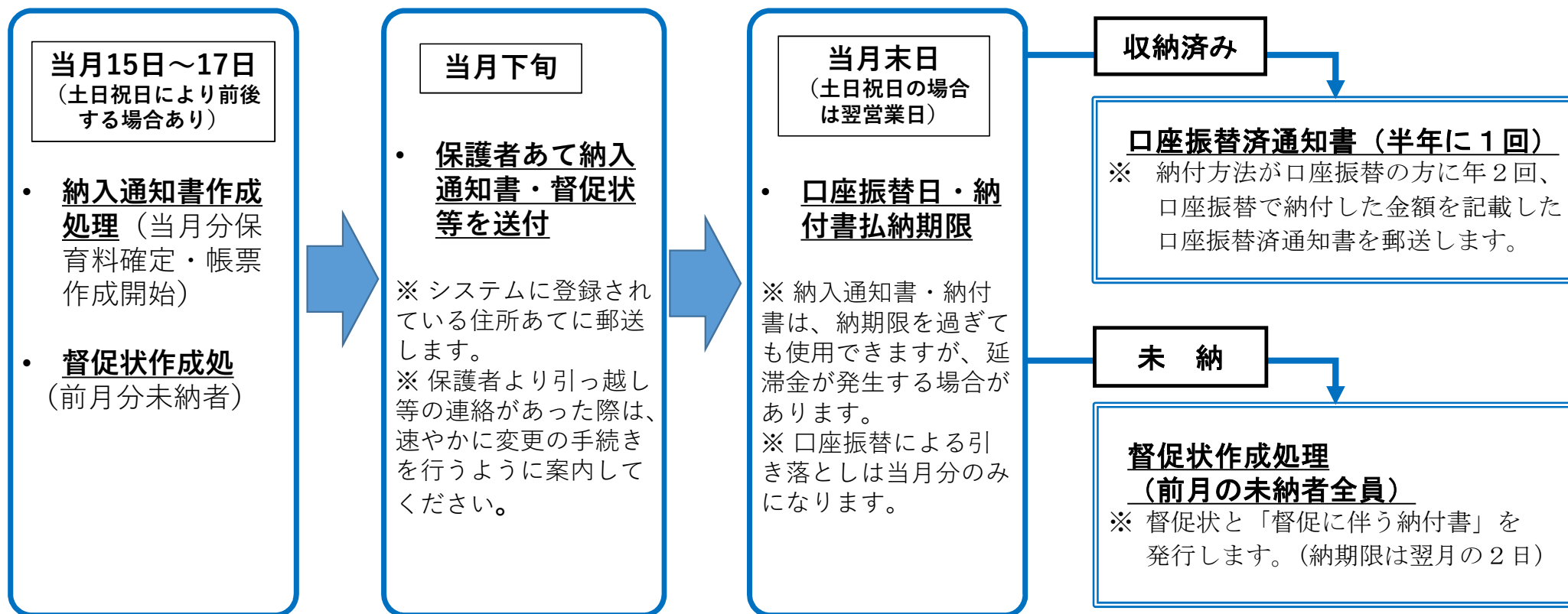
口座振替納付依頼書と違い、銀行に行く必要がなく、届出印不要なため、届出印相違によるエラー等も防ぐことができます。各施設においても、Web口座振替サービスの積極的な御案内をお願いします。

【説明・配布のお願い】

口座振替手続きは、申込みから引き落とし開始まで1～2か月かかります。そのため、必ず入園前検診後の説明会で保護者に説明・配布をお願いします。

6 保育料納入の流れについて

保育料の納入に関する、毎月のスケジュールは次のとおりです。
参考に御確認ください。



【各施設へのお願い】

納入通知書の送付や、未納者に対する督促・催告などは、保育対策課から各保護者に書類の送付や連絡をしています。

各書類の送付については、システムに登録されている住所あてに郵送するため、引っ越しなどに伴い住所が変更されており、それが本市のシステムに反映されていない場合は、旧住所へ郵送されてしまいます。

各施設におきましては、保護者の方より引っ越し等の連絡があった際には、速やかに異動届（及び必要書類）を提出するように御案内をお願いします。